

議案第67号

大分市の公の施設を日出町の住民が利用することに関する協議について

大分市の公の施設を日出町の住民が利用することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

日出町長 安部徹也

1 公の施設の名称及び所在地

次の表のとおり

名 称	所在地
大分市府内こどもルーム	大分市荷揚町3番45号
大分市中央こどもルーム	大分市金池南一丁目5番1号
大分市大分南部こどもルーム	大分市大字曲1113番地
大分市明治明野こどもルーム	大分市明野北四丁目7番8号

大分市原新町こどもルーム	大分市原新町1番31号
大分市鶴崎こどもルーム	大分市東鶴崎一丁目2番3号
大分市大南こどもルーム	大分市大字中戸次5115番地の1
大分市植田こどもルーム	大分市大字玉沢743番地の2
大分市大在こどもルーム	大分市政所一丁目4番3号
大分市坂ノ市こどもルーム	大分市坂ノ市南三丁目5番33号
大分市佐賀関こどもルーム	大分市大字佐賀関1407番地の27
大分市南部スポーツ交流ひろば	大分市大字下判田2551番地

2 利用方法

利用に係る公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

公の施設の管理に要する経費は、大分市の負担とする。

理由

大分市の公の施設の一部を日出町の住民が利用することについて、協議した
いので提出する。